

令和 7 年度
雨水調整池監視システム
保守管理業務委託

仕 様 書

沖縄市上下水道局 下水道課

目 次

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	契約期間	1
第4条	関連法令及び条例等の厳守	1
第5条	履行義務	1
第6条	履行場所	1
第7条	業務の範囲	1
第8条	業務内容	1
第9条	保守点検	1
第10条	運用支援	2
第11条	障害対応	2
第12条	経費負担	2
第13条	修繕等	2
第14条	書類の提出	3
第15条	主任技術者の資格要件	3
第16条	報告書作成	3
第17条	事故等に対する処置	3
第18条	秘密の保持	3
第19条	工程管理	4
第20条	委託の禁止等	4
第21条	疑義	4

(目的)

第1条 本業務は、安慶田雨水調整池及び山里雨水調整池の施設機器と中央監視装置の電気計装設備（以下「該当設備」という）の機能保全の維持管理を目的とする。

(定義)

第2条 本仕様書において沖縄市上下水道事業管理者を「委託者」とし、業務を受託する者を「受託者」と称す。

(契約期間)

第3条 本仕様書の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(関連法令及び条例等の厳守)

第4条 受託者は、本業務の実施に当たっては、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「下水道維持管理指針」（社団法人日本下水道協会）、「下水道施設改築・修繕マニュアル（案）」（社団法人日本下水道協会）、「電気事業法」、「労働基準法」等、関連法令及び条例等を厳守しなければならない。

(履行義務)

第5条 受託者は本業務の実施に当たっては、該当設備の機能保全を十分達成できるように契約書・仕様書等に基づき履行しなければならない。

(履行場所)

第6条 本仕様書の履行場所は下記とする。

- (1) 沖縄市上下水道局
- (2) 安慶田雨水調整池
- (3) 山里雨水調整池

(業務の範囲)

第7条 本業務の範囲は、安慶田雨水調整池、山里雨水調整池、沖縄市上下水道局内の該当設備機器の保守管理とする。

(業務内容)

第8条 本業務において実施する保守管理の内容は以下のとおりとする。

- (1) 保守点検 …………… 運用環境の健全性確認作業
- (2) 通信設備管理…………… 通信設備契約及び費用等の管理
- (3) 運用支援 …………… 円滑な業務遂行支援
- (4) 障害対応 …………… 不具合発生時の支援

(保守点検)

第9条 本業務は当該設備において、円滑に運用できるよう点検を行い、運用環境の保守を行うものとする。

(1) 点検対象機器

- 中央監視設備機器 (沖縄市上下水道局)
 - 監視用サーバ (2台)
 - 監視用クライアントPC (1台)
 - 大型モニタ (1台)
 - ITV・TM監視盤 (盤内機器・UPS含む)
 - 無停電電源装置 (UPS 2台)
- 安慶田雨水調整池機器 (安慶田雨水調整池)
 - ITV・TM制御盤 ※計装盤・延長モデムを含む。
 - ※放流ポンプ盤は含まない。
 - 監視カメラ装置 (3台)
 - 水位計 (4台)
 - 無停電電源装置 (UPS)
 - ※外灯設備及びポンプ設備・高圧受変電設備は含まない。
- 山里雨水調整池機器 (山里雨水調整池)
 - 通信装置 (ルータ、シーケンサ)
 - 無停電電源装置 (UPS)
 - 水位計・指示計・フリクトSW
 - 絶縁抵抗測定 (放流ポンプ2台)

(2) 点検回数

- 1回/年 とする。
- 点検実施時期は協議のうえ実施とする。

(3) 点検作業の内容は別紙の表を参照のこと。

(通信設備管理)

第10条 当該通信設備において、通信設備機器、通信契約及び通信費等の管理を行うものとする。

(運用支援)

第11条 本業務は当該設備において、操作や問合せのサポート等および軽微な変更修正等、円滑に業務を行うため支援するものとする。

(1) 運用支援内容

- システム標準機能に対する運用や操作に関する問合せの対応
- システムの異常状態の問合せ及び対応
- 軽微なプログラム修正・変更作業

(障害対応)

第12条 本業務は当該設備において、障害が発生した場合には受託者の責任で調査を行うものとする。電話やメール等での対応によって障害が解消されないと判断された時点から24時間以内に受託者が履行場所での作業を開始すること。

(経費負担)

第13条 本業務を履行するために必要な通信費等の必要経費は受託者にて負担するものとする。

(修繕等)

第14条 点検・障害対応等にて修繕等が必要な場合は、委託者と協議のうえ対応すること。但し費用は別途とする。

(書類の提出)

第15条 受託者は、本業務の着手及び完了時は、以下の書類を委託者に提出し、承諾を得るものとする。

(1) 提出書類

- 着手届
- 現場代理人及び主任技術者届
- 経歴書
- 主任技術者の資格証の写し
- 業務委託実施計画書
- 業務報告書
- 完成届
- その他委託者が指示するもの

(主任技術者の資格要件)

第16条 本業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する主任技術者を配置する。

- (1) 電気工事施工管理技士(2級以上)
 - (2) 電気工事士(二種以上)
- ※3年以上の実務経験を有すること。

(報告書作成)

第17条 本業務の成果品は次により納入するものとする。

(1) 報告書の提出

- | | |
|---------------------|----|
| ● 保守管理業務報告書 | 1部 |
| ● 同上を記録した記憶媒体(メディア) | 1式 |

(2) 報告書の記載

報告書には点検・測定の結果を関連法規、「下水道施設改築・修繕マニュアル（案）」（社団法人日本下水道協会）、機器の仕様書等を基に物理・機能・経済診断や緊急度、影響度等の観点から判断し、その結果も記載するものとする。

(3) 報告書の作成者

報告書の作成に当たっては、主任技術者の責任で行うものとする。

(事故等に対する処置)

第18条 受託者は本業務の実施に当たり事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容等を委託者に報告し、その指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第19条 受託者は本業務に関する情報および本業務を通じて知り得た一切の情報について、事前に委託者の承諾を得ないで公表または他の業務に転用してはならない。

(工程管理)

第20条 受託者は予め委託者の承諾を得た年度作業予定に基づき業務を遂行するものとする。

(委託の禁止等)

第21条 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。但し、使用機器において製造メーカー等にて作業を必要とする場合等、特殊な場合は委託者と協議し、承諾を得ればこの限りではない。

(疑義)

第22条 本業務の実地にあたり、本仕様書に明示されていない事項または内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

■別紙

点検作業項目

1. 中央監視設備機器（沖縄市上下水道局）

設備名	点検作業内容
監視用サーバ（2台） （雨水施設監視装置）	装置本体清掃、動作確認 盤内全般目視確認 電源電圧測定、表示画面の動作確認 ロギング機能の確認 設定機能の確認（ソフトウェア） 画像表示・操作機能確認
監視用クライアントPC（1台） （雨水施設監視装置） ※大型モニタ1台含む。	装置本体清掃・動作確認 盤内全般目視確認 電源電圧測定、表示画面の動作確認 設定機能の確認（ソフトウェア） 画像表示・操作機能確認
無停電電源装置（UPS）2台 （雨水施設監視装置）	装置清掃、目視点検 蓄電池の清掃及び機能確認 停電動作試験
ITV・TM監視盤 ※盤内収納機器含む。	装置本体清掃、盤内全般目視確認 フィルター、ファン、ヒータの 清掃・動作確認 電源電圧測定、表示画面の動作確認 画質・機能動作確認 録画装置機能確認 各種電源及びリップル電圧測定 伝送部及び回線の確認（LAN回線 機器確認） 表示及び制御項目の模擬試験による 動作確認 測定項目の精度試験 定期交換部品の確認取替

無停電電源装置（UPS）1台 （ITV・TM監視盤内）	装置清掃、目視点検 蓄電池の清掃及び機能確認 停電動作試験
--------------------------------	-------------------------------------

点検作業項目

2. 安慶田雨水調整池機器（安慶田雨水調整池）

設備名	点検作業内容
ITV・TM制御盤 ※延長モデムを含む。 ※計装盤を含む。 ※放流ポンプ盤は含まない。	装置清掃・目視点検 電源装置点検 各種変換器類動作確認 各種電源及びリップル電圧測定 伝送部及び回線の確認 （LAN回線機器確認） 表示及び制御項目の模擬試験による 動作確認 測定項目の精度試験 定期交換部品の確認取替
監視カメラ装置（3台）	装置清掃・外観目視点検 カメラ駆動部動作・電源入切操作確認 画質確認
水位計（4台）	検出器及び変換器の清掃 ゼロ点確認及び調整 計測状態の出力と中央指示値の確認
無停電電源装置（UPS）	装置清掃、目視点検 蓄電池の清掃及び機能確認 停電動作試験

用語

- ・ITV＝工業用監視カメラシステム。【industrial television】
- ・TM（テレメータ）＝遠隔計測装置。【telemeter】

点検作業項目

3. 山里雨水調整池機器（山里雨水調整池）

設備名	点検作業内容
監視制御装置（シーケンサ）	装置清掃・目視点検 模擬入力試験 定期交換部品の確認取替
通信装置（ルータ）	装置清掃・目視点検 模擬入力試験 定期交換部品の確認取替
無停電電源装置（UPS）	装置清掃、目視点検 蓄電池の清掃及び機能確認 停電動作試験
水位計・指示計・フリクトSW	装置清掃、目視点検 ゼロ点確認及び調整 模擬入力動作試験／動作点確認 計測状態の出力と中央指示値の確認
放流ポンプ（2台）	電圧電流測定 制御動作試験 絶縁抵抗測定

用語

- ・シーケンサ＝順番を制御するコントローラ（PLC）。

令和 8 年度 泡瀬水位監視カメラ 保守管理業務委託 仕様書

沖縄市上下水道局

上下水道部 下水道課 管理係

1. 件名：令和 8 年度 泡瀬水位監視カメラ保守管理業務委託
2. 位置：沖縄市 泡瀬五丁目 地内

対象施設	位置
泡瀬 1	泡瀬 5 丁目 22- 1
泡瀬 2	泡瀬 5 丁目 20-33

3. 期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
4. 配布資料

- (1) 仕様書（本書）
- (2) 質疑書

5. 目的

泡瀬地区は、集中豪雨や高潮など水位が上昇し、冠水・浸水被害が発生している。

このような現状を踏まえ、地域住民が迅速かつ適切な行動ができるよう、市ホームページで水路の状況が確認できる監視カメラを設置し、地域防災の役割を担っている。

本業務は、水路の状況を監視するカメラが適正かつ正常に稼働するよう、機器の点検や動作確認などを行うことを目的として保守管理業務である。

6. 一般事項

- (1) 作業にあたっては、近隣住民や企業等に配慮した作業計画及び安全対策を行わなければならない。また、振動・騒音等による公害が発生する作業は、事前に調査・手続き等を行わなければならない。尚、発注者や地域等から指示・要望等がある場合には、速やかに対処しなければならない。

7. 適用

- (1) 本仕様書に記載されている事項には、契約金額に含まれる。

8. 積算・単価

- (1) 積算は、見積りによる金額を採用している。
- (2) 単価は、「令和 7 年 1 2 月」の時点とする。

9. 関係機関への手続き

- (1) 作業前までに官公庁等の関係機関への手続きは、受託者が行う。
- (2) 作業に関連する水道・電気等は、受託者の責で行う。
- (3) 各種手続き等に係る費用は、契約金額に含まれる。

10. 保険等

- (1) 工事保険や建設労災、任意保険等に参加している場合には、保険書等の写しを提出しなければならない。
- (2) 管理技術者及び担当技術者、現場作業員等が雇用されていることが確認できる証明書等を提出しなければならない。

11. 作業計画

- (1) 作業手順等は、作業前までに発注者と協議を行い、実施しなければならない。

- (2) 作業計画に変更もしくは追加がある場合には、その都度、発注者に作業計画書を提出しなければならない。

12. 安全管理

- (1) 受託者は、事故等が発生した事態に備え、連絡体制を確立しなければならない。
- (2) 作業箇所到家屋等が隣接している場合には、家屋等に配慮した安全対策を講じなければならない。

13. 対象機器

- (1) ネットワークカメラ（N－C5450R3）：2 台
- (2) 現場カメラ付属品（レンズやカバーなど）：1 式
- (3) LAN 設備 Po e スイッチ（AT－SH230－10G P）

14. 管理技術者

- (1) 有資格者（電気工事士、その他作業内容に応じた有資格者）を配置しなければならない。
- (2) 資料作成や電子メールのやりとりなど作業に支障ない程度のパソコンの知識を有する者を配置しなければならない。

15. 担当技術者

- (1) 有資格者（電気工事士、その他作業内容に応じた有資格者）を配置しなければならない。
- (2) 資料作成や電子メールのやりとりなど作業に支障ない程度のパソコンの知識を有する者を配置しなければならない。

16. 工程管理

- (1) 受託者は、契約期間内に作業が履行できるような工程を計画し、管理しなければならない。
- (2) 作業工程に遅延が発生した場合には、発注者と協議を行わなければならない。

17. 写真管理

- (1) 写真の撮影は、デジタルカメラ等で行い、印刷しても画像が確認できるものでなければならない。また、位置や作業内容など、内容確認できるよう黒板等で補足しなければならない。

18. 提出書類

提出書類は、下記表のとおりとする。

表. 提出書類一覧

No.	提出書類	期限	備考
1	着手届	契約締結日から 7 日以内	
2	配置技術者選任届	〃	経歴書・職歴書・資格書等の写しを添付する。

No.	提出書類	期限	備考
3	工程表	〃	
4	作業計画書	契約締結日から 14 日以内	
5	作業月報	月始め 5 日以内	
6	完了届	作業完了後	
7	引渡書	検査合格後	
8	請求書	〃	
9	その他発注者が 指示するもの		

19. 検査

- (1) 作業完了後、完了日を含めて 10 日以内に検査を受検しなければならない。
- (2) 検査時に補修等の指示を受けた場合には速やかに是正し、発注者へ是正報告書を提出しなければならない。

20. その他

- (1) 現地で作業をする際には、看板等を用いて作業関係者以外の方の注意喚起を促さなければならない。
- (2) 現場使用した車両や機器等は、校正証明書や各検査証明書などを管理、提出しなければならない。
- (3) 産業廃棄物の処理を行う場合には、マニフェスト伝票を管理、提出しなければならない。
- (4) 協議事項等は、書面等をもって発注者と協議を行わなければならない。
- (5) 事後処理は一切、認めない。

21. 特記事項

- (1) 対象機器に不具合が発生した際には、早急に復旧対応を行わなければならない。
- (2) 市ホームページで公開している映像に関し、月 1 回程度、不具合が発生していないか確認しなければならない。また、不具合が確認できた場合は、発注者に報告し、迅速な対応を行わなければならない。
- (3) 定期保守点検として、設備の各機器、付属物等の点検を行うとともに、必要に応じて試験を実施する。また、安全上に問題がある場合は、発注者に報告し、対策案を提示しなければならない。
- (4) 強風や台風時等の発生後には、公開映像及び現場確認を行わなければならない。
- (5) 本仕様書等の記載されている事項に関する質疑は、原則として回答致しませんので、資料を熟読した上で質疑しなければならない。

22. 概要

作業内容の数量等は、下記表のとおりとする。

No.	作業内容	細目	単位	数量
1	保守点検	レンズ清掃や外観・映像確認、LANの点検、ネットワークの動作確認など	式	1
2	臨時点検	不具合発生した場合に対応	式	1

23. 質疑及び回答

- (1) 質疑は、所定の様式に必要事項を記入し、メールで提出しなければならない。※質疑がない場合においても、所定の様式に「質疑なし」と記入し、提出してください。

E-mail: a66kanri@city.okinawa.lg.jp

- (2) 質疑受付期間：資料配布日～令和7年12月22日正午までとする。※期日等厳守
- (3) 質疑回答日：令和7年12月23日※13時を予定とする。
- (4) 質疑がない場合には、質疑の回答は行いません。
- (5) 個別の質疑及び指定期限外の質疑は、一切受付を致しません。

